

もやすしかないごみ 指定ごみ袋制度の基本方針（案）概要版

令和6（2024）年10月から

燃やすごみ・可燃ごみ(もやすしかないごみ)の

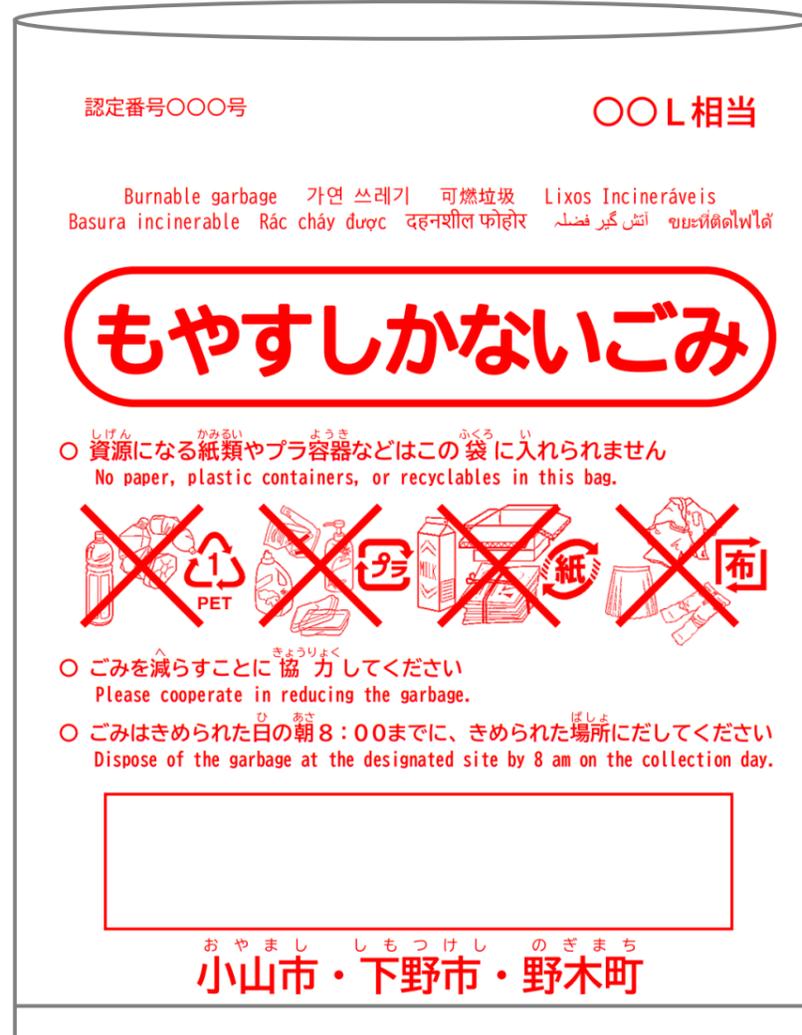
指定ごみ袋制度が始まります

○指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を御利用いただく制度です。

燃やすごみ（可燃ごみ）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、燃やすごみ（可燃ごみ）を削減することを目的としています。

今回導入する制度では、指定ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料は含みません。



※指定ごみ袋制度の導入を契機に、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやすしかないごみ」へ統一することになりました。これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむを得ないごみ」であることを表現した名称です。

指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類

家庭と事業所から排出される燃やすごみ（可燃ごみ）です。

制度の開始時期

令和6年10月1日から

従来の袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日から完全実施予定です。

指定袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる。 45L、70Lは0.03mm以上の厚手の袋も製造する。
形状	平型またはU字型（取っ手つき）

製造・流通・販売方法

指定の仕様を満たしたごみ袋を製造できる製造業者を募集し、認定・登録し、登録した複数の製造業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売する方法（製造業者認定方式）です。複数の製造業者が参入することで価格、流通の安定などの様々なメリットを期待しています。

指定ごみ袋の除外品目

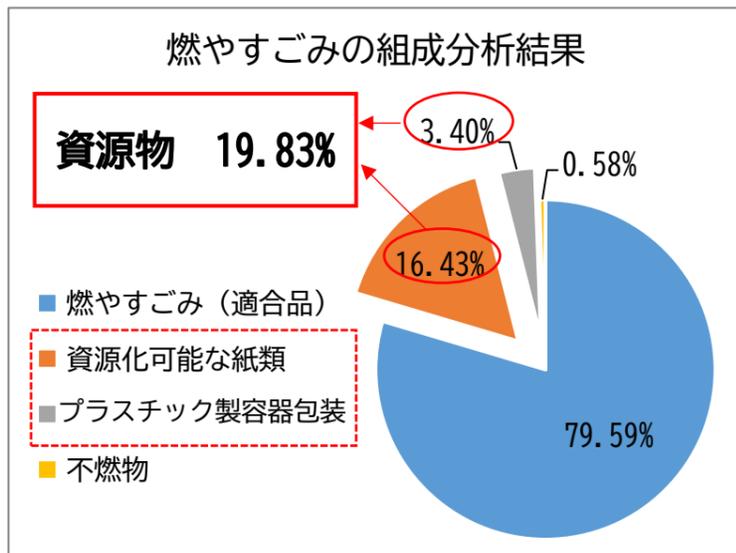
以下の品目については指定ごみ袋を使わないことができます。

- 収集所に排出する場合：落ち葉、下草
 - 中央清掃センターに直接搬入する場合：上記に加えて座布団やぬいぐるみなど単体のごみ
- ※なお、これらを他のごみと併せて排出する場合は指定ごみ袋の使用が必要ですので御注意ください。

スケジュール

令和6年 1月 ～2月	指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリックコメント（意見募集）
3月	指定ごみ袋制度の基本方針 決定
4月以降	住民説明会等の開催や広報、チラシなどによる周知 指定ごみ袋の認定、製造流通販売
10月	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始） ※半年間はこれまでのごみ袋でも排出できます
令和7年 4月	指定ごみ袋制度完全実施（移行期間終了） ※燃やすごみ・可燃ごみの排出時には、指定ごみ袋を御使用ください

○燃やすごみの現状



令和9年度の供用開始を目指して現在整備中の新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に、平成30年度比で年間5,000t(8.2%)の削減目標を立てて計画しました。

これは、燃やすごみの中に約20%含まれている資源物のうち、半分弱が分別・回収できれば達成できる水準ですが、限りある資源の回収と燃やすごみの削減に、できる限り御協力をお願いいたします。

○燃やすごみへの資源物混入事例



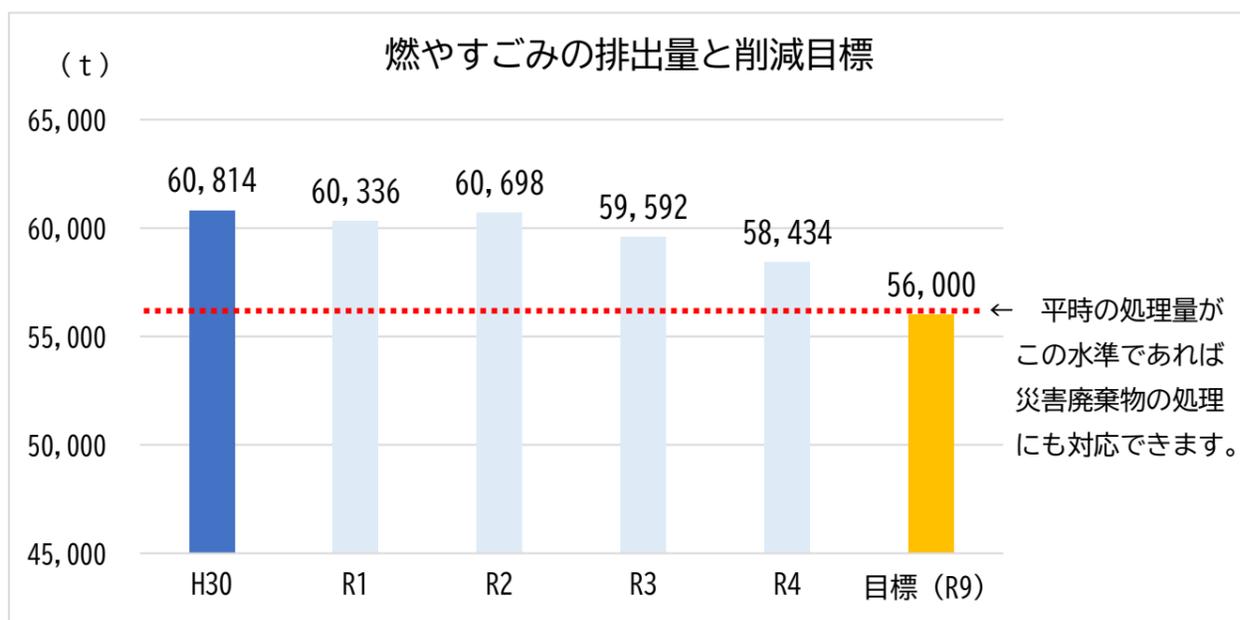
資源化可能な雑紙など



プラスチック製容器包装など



雑誌など



小山広域管内の燃やすごみの排出量は、過去5年間、約60,000tの横ばいで推移しています。

～よくある質問と回答～

Q1 いつから始まるの？

A1 令和6年10月1日から始まる予定です。これまでのごみ袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日からは指定ごみ袋制度に完全に移行する予定です。

Q2 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A2 指定ごみ袋制度は小山広域保健衛生組合の施設で処理している「燃やすごみ・可燃ごみ」が対象です。それ以外のごみはこれまでどおりに排出していただけます。

Q3 今までのごみ袋は使えなくなるの？

A3 「燃やすごみ・可燃ごみ」を小山広域保健衛生組合の施設で処理する場合は、指定ごみ袋を御利用ください。但し、指定ごみ袋制度が始まって、燃やすごみ・可燃ごみ以外のごみを排出する場合には、これまでのごみ袋を引き続き御使用いただけます。

Q4 指定ごみ袋はどこで買えるの？

A4 これまでどおり、小売店（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア）等で御購入いただける見込みです。

Q5 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A5 指定する仕様を満たすごみ袋を製造できる複数の製造業者が製造し、従来の流通販売経路を通して多くの小売店で販売する方式を予定しています。自由競争によって指定袋の価格が低減することを期待していますが、従来のごみ袋と同様、小売店等によって販売価格は異なります。

Q6 指定ごみ袋を導入すると本当にごみが減るの？

A6 指定ごみ袋制度は、既に全国の8割を超える自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、指定ごみ袋制度の開始を契機に分別を徹底していただき、ごみを出さない活動を意識していただくことで、はじめて効果があります。皆様の御協力をお願いいたします。

Q7 指定ごみ袋を使っても分別が不十分だと処理してもらえないの？

A7 分別されていない場合は従来と同様に、ルール違反として搬入できない場合があります。分別の徹底による資源回収とごみの減量化に御協力をお願いいたします。

Q8 経済負担が増えるのは困ります。

A8 導入を予定している制度は、ごみ袋の価格にごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」です。ほかにも市町や事業系と家庭系を共通の袋にしてスケールメリットが働きやすいようにするなど、できる限り指定袋の価格が高くないような制度設計にしています。